

公益財団法人大阪府漁業振興基金定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、公益財団法人大阪府漁業振興基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この法人は、環境との調和に配慮した水産動植物の増殖を図るため、自然環境の保全や栽培漁業などを実施し、もって大阪湾の水産資源を長期的に確保し、府民への安定的な食糧供給と大阪府漁業の振興を図り、地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 水産種苗の生産・放流に関する事業
- (2) 海域環境の保全に関する事業
- (3) 水産資源の確保に関する事業
- (4) 府民の健康の維持向上を図るための食育の推進活動に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、前項の事業の推進に資するため、次の収益事業等を行う。

- (1) 漁業施設の整備に関する事業
- (2) 漁業者の育成に関する事業
- (3) その他前各号に掲げる事業に関連する事業

3 第1項及び第2項の事業は、大阪府において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な別表第1の財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、評議員会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(漁業経営安定推進基金)

第10条 関西国際空港2期事業など、新たな漁業環境の変化に対応するために、運用財産とすることを指定して寄附された財産にあつては、漁業経営安定推進基金として管理し、第4条第1項第2号、第3号、第4号、第5号及び第2項に掲げる事業を行う。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に、評議員**3名以上7名以内**を置く。

- 2 評議員のうち1名を評議員会長とする。
- 3 評議員会長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

3 評議員はこの法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第14条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会で別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給する。

第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 評議員、並びに理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は除外の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 評議員会の議長は、評議員会長がこれにあたる。

2 評議員会長が欠けたとき又は事故があるときは、出席した評議員の中から互選により選定する。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 12名以上15名以内
- (2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 25 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 26 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第 28 条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理 事 会

(構成)

第 29 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 32 条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

2 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、出席した理事の中から、互選により選定する。

(決 議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条において準用する同法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 代表理事が欠けたとき又は事故があるときは、出席した理事及び監事が第 1 項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 35 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条及び第 11 条についても適用する。

(解 散)

第 36 条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 37 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、白井孝尚とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。
小菅 弘夫 阪口 伸六 杉本 信夫 中原 紘之
新田谷修司 野口 聖 藤田 泰寛 札幌 政雄
松林 昇 柳楽 久

別表第1

基本財産（公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産以外のもの）（第5条関係）

財産種別	場所・物量等
有価証券	有価証券等 別紙のとおり

別 紙（第5条関係）

有価証券、普通預金	5,528,875,159円 (移行登記前日の財産目録において 基本財産とされているもの)
-----------	---

最終改正 令和5年6月22日

役員報酬等の支給額について

大阪府の出資法人等への関与事項等を定める条例第7条第1項の規定により、令和5年度の役員報酬額及び退職金額を公表します。

1. 役員報酬額

役 職	常勤・非常勤の別	報 酬 額	備 考
理 事	非 常 勤	24,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
監 事	〃	200,000円	
〃	〃	200,000円	
評 議 員	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	
〃	〃	12,000円	

2. 退職金額
支給していない。

令和5年度

事業報告
貸借対照表
正味財産増減計算書

令和5年4月1日から

令和6年3月31日まで

公益財団法人 大阪府漁業振興基金

○ 公益財団法人大阪府漁業振興基金の事業報告

1 事業運営の概要

令和5年度は、大阪府漁業の振興を図るため、大阪府漁業協同組合連合会をはじめ、漁業団体等への各種助成事業を実施した。

また、栽培事業場においては、大阪湾の水産資源の維持・増大を図るため、種苗生産・放流を実施した。

事業運営においては、継続的な低金利のもと経費の節減や事務事業の効果的、効率的な執行に努めた。

2 理事会に関する事項

年 月 日	内 容
令和5年6月5日	<p>第1回理事会</p> <p>第1号議案 令和5年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計事業報告について</p> <p>第2号議案 令和5年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計決算報告について</p> <p>第3号議案 定款の変更について</p> <p>第4号議案 評議員の推薦について</p> <p>第5号議案 理事及び監事の推薦について</p> <p>第6号議案 公益目的助成事業選定委員会委員の選任について</p> <p>第7号議案 評議員の招集について</p> <p>報告事項 業務執行状況等について</p>
令和5年7月3日	<p>第2回理事会</p> <p>第1号議案 代表理事の推薦</p>
令和6年3月15日	<p>第3回理事会</p> <p>第1号議案 事業の追加に伴う変更認定申請について</p> <p>第2号議案 令和5年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計補正予算について</p> <p>第3号議案 令和5年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計事業計画について</p> <p>第4号議案 令和6年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計予算について</p> <p>報告事項 基本財産の運用のための債券買替について</p>

3 評議員会に関する事項

年 月 日	内 容
令和5年6月22日	第1回評議員会 第1号議案 定款の変更について 第2号議案 評議員の選任について 第3号議案 理事及び監事の選任について 第4号議案 令和5年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計事業報告について 第5号議案 令和5年度公益目的事業会計・収益事業等会計・法人会計決算報告について 報告事項 業務執行状況等について

4 基本財産に関する事項

令和6年3月31日現在の基本財産は、財産目録に記載のとおりであり、その年次造成実績は次表のとおりです。

基本財産造成実績 (単位：百万円)

出捐団体	昭和 61年度	昭和 62年度	昭和 63年度	平成 元年度	平成 11年度	計
大阪府 (一般会計)	50	200	250		500	1,000
大阪府 企業局		1,000	1,000			2,000
大阪府漁業協 同組合連合会	50					50
関西国際空 港株式会社		1,000	1,000			2,000
大阪府広域臨海 環境整備センター				450		450
計	100	2,200	2,250	450	500	5,500

5 登記に関する事項

登記年月日	事 項	内 容	登 記 先
令和5年7月12日	役員に関する事項	評議員及び理事の変更	大阪法務局

6 評議員に関する事項

令和6年3月31日現在

役職名	氏名	現職名
評議員	今井 一郎	大阪海区漁業調整委員会会長
同	阪口 伸六	高石市長
同	原田 行司	大阪府環境農林水産部長
同	鎌田 彰	日本政策金融公庫大阪支店農林水産事業統轄
同	兒玉 光剛	大阪府漁業協同組合連合会専務理事

7 役員に関する事項

令和6年3月31日現在

役職名	氏名	現職名
理事	多田 稔	大阪海区漁業調整委員会委員・近畿大学教授
同	大塚 耕司	大阪公立大学副学長
同	安藤 真美	摂南大学農学部食品栄養学科教授
同	山本 優真	泉南市長
同	水野 謙二	阪南市長
同	田代 堯	岬町長
同	栗山 美政	田尻町長
同	池田 孝雄	大阪府環境農林水産部水産課長
同	佐野 雅基	大阪府立環境農林水産総合研究所水産研究部長
同	角野 隆夫	大阪府漁業協同組合連合会理事
同	南 佳典	大阪府漁業協同組合連合会理事
同	江戸 雅美	大阪府漁業協同組合連合会理事
代表理事	岡 修	大阪府漁業協同組合連合会代表理事会長
監事	市口 恭司	公認会計士
同	中川 尚子	弁護士

8 事業の概要

水産資源の確保、自然環境の保全並びに大阪府漁業の振興、漁業経営の安定を図るため、公益目的事業及び収益事業等会計における各種助成事業の推進に努めるとともに、水産資源の維持増大を図るため、種苗生産・放流事業を実施した。

9 事業の内容

ア 種苗生産及び放流事業

令和5年度種苗生産及び放流実績

対象種		種 苗 生 産			放 流				
		尾 数 (千尾)	サイズ (mm)	達成率 (%)	尾 数 (千尾)	サイズ (mm)	達成率 (%)	放 流 場 所	放 流 時 期
ヒラメ	計画	—	—		100	80		府内地先	令和5年6月中旬
	実績	—	—		101	84	101	府内地先11ヶ所	5/30～6/2
キジハタ	計画	150	40		110	80～100		府内地先	令和5年10月中旬
	実績	469	40	313	140	87	127	府内地先20ヶ所	9/22～10/6
アカガイ	計画	—	—		50	30		府内地先	令和5年7月中旬
	実績	—	—		50	30	100	府内地先1ヶ所	7/19
トラフグ	計画	—	—		10	70		府内地先	令和5年7月中旬
	実績	—	—		24	70	240	府内地先2か所	7/20、7/21

※ヒラメ：50mmサイズを入手し、中間育成後放流

※アカガイ：稚貝を購入し直接放流

イ 公益目的事業会計（助成事業）

事業名		事業説明	実施内容
公 2	海域環境保全事業	・自然環境の保全に資するとともに、水産資源の確保に向けて漁場環境の保全・回復を図るため、障害物の除去、海底耕耘、森の植樹、育林活動等に要した経費に対して助成を行った。	・助成率 9/10 以内 8件 ・助成金 11,091,330円
公 3	資源管理型漁業推進事業	・漁連が事業主体となって取り組んでいる「資源管理型漁業推進事業」に要した経費に対して助成を行った。	・助成率 9/10 以内 2件 ・助成金 2,962,600円
	資源増殖推進事業	・水産資源を確保し、その安定的な供給を図るため、地先水面における稚魚の放流等に要した経費に対して助成を行った。	・助成率 1/2 以内 5件 ・助成金 564,700円
公 4	食育推進事業	・魚の効用、魚食の大切さなどを普及啓発し、健康維持の向上など消費者の利益の保護・増進を図ることを目的に実施する各種食育推進活動の経費に対して助成を行った。	・助成率 9/10 以内 11件 ・助成金 9,976,600円

ウ 収益事業等会計（助成事業）

事業名		事業説明	実施内容
他 1	業態拡大関連施設総合整備事業	・漁業経営の安定を図るため、既存の共同利用施設（製氷・貯氷施設）を一新する経費に対して貸付を行った。） (同件は別途、水産業強化対策整備交付金6,934千円の助成有。)	事業総額、17,490,000円 うち、基金貸付金、 10,556,000円
	貸付事業1件		
	小規模漁業施設補修助成事業1件	・漁業施設の安全性を維持するため、既存の共同利用施設（漁船上架施設等）の補修に要する経費に対して助成を行った。 (復旧経費)本年度は、台風17号災禍で1件申請（漁協事務所、漁具倉庫等の損壊）	○助成事業 1件 10/10 以内 助成金 1,278,365円 ○貸付 — 無 —
他 2	漁業者研修事業	・漁業者の意識改革と漁業経営の向上を図るため、各種の漁業者研修に要する経費に対して助成を行った。	○助成事業 1件 1/2 以内 助成金 86,000円
		・第42回「全国豊かな海づくり大会(北海道で開催)」に府漁連から役職員の参加に対して助成を行った。	○助成事業 1件 1/2 以内 助成金 351,000円
他 3	営漁指導事業	・漁連に設置した各種委員会（水産総合マーケティング本部の運営委員会、大阪府漁協合併協議会等）の開催経費に対して助成を行った。	○助成事業 1件 助成率 3/4 以内 助成金 5,197,000円
	漁業経営運営費	・漁業協同組合等の漁業運営経費の助成事業 漁協の運営経費に対して助成を行った。	○助成事業 1件 10/10 以内 助成金 10,000,000円

	漁協運営近代化事業	・漁業協同組合のOA推進等による経営効率向上化を図るための助成を行った。	○助成事業 3件 3/4以内 助成金 619,400円
--	-----------	--------------------------------------	--------------------------------

附属明細書について

令和5年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、作成しない。

令和5年度 正味財産増減計算書

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(単位:円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
基本財産運用益	60,932,101	92,370,758	△ 31,438,657
基本財産受取利息	60,932,101	92,370,758	△ 31,438,657
特定資産運用益	3,105,431	2,553,019	552,412
特定資産受取利息	3,105,431	2,553,019	552,412
受取寄付金	41,278,365	2,596,000	38,682,365
受取寄付金	41,278,365	2,596,000	38,682,365
雑収益	33,817,220	24,465,000	9,352,220
雑収入	33,817,220	24,465,000	9,352,220
経常収益計	139,133,117	121,984,777	17,148,340
(2) 経常費用			
事業費	111,659,072	114,073,423	△ 2,414,351
給料手当	22,862,557	22,232,060	630,497
賞与引当金繰入	636,119	745,246	△ 109,127
福利厚生費	3,680,449	3,704,952	△ 24,503
旅費交通費	347,526	280,516	67,010
通信運搬費	326,573	251,451	75,122
消耗品費	13,541,433	13,591,455	△ 50,022
燃料費	1,619,373	1,487,521	131,852
光熱水料費	11,322,822	13,709,784	△ 2,386,962
賃借料	1,779,376	2,235,166	△ 455,790
保険料	102,300	107,980	△ 5,680
租税公課	923,300	669,100	254,200
支払報酬	872,469	784,800	87,669
支払負担金	2,581,093	7,595,640	△ 5,014,547
支払助成金	42,126,995	34,204,310	7,922,685
委託費	8,669,860	12,252,410	△ 3,582,550
雑費	266,827	221,032	45,795
管理費	5,034,100	5,954,410	△ 920,310
役員報酬	604,000	592,000	12,000
給料手当	2,787,894	2,828,859	△ 40,965
賞与引当金繰入	82,098	186,312	△ 104,214
福利厚生費	493,505	493,104	401
会議費	24,897	15,852	9,045
旅費交通費	93,964	53,834	40,130
通信運搬費	34,650	37,198	△ 2,548
消耗品費	25,978	25,448	530
光熱水料費	117,175	117,480	△ 305
賃借料	73,122	70,927	2,195
支払報酬	218,117	196,200	21,917
支払負担金	421,000	450,160	△ 29,160
委託費	16,362	849,183	△ 832,821
雑費	41,338	37,853	3,485

経常費用計	116,693,172	120,027,833	△ 3,334,661
評価損益等調整前当期経常増減額	22,439,945	1,956,944	20,483,001
特定資産評価益等	0	0	0
評価損益等計	0	0	0
当期経常増減額	22,439,945	1,956,944	20,483,001
2.経常外増減の部			
(1)経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2)経常外費用			
過年度損益修正	0	0	0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	22,439,945	1,956,944	20,483,001
一般正味財産期首残高	15,314,767	13,357,823	1,956,944
一般正味財産期末残高	37,754,712	15,314,767	22,439,945
II 指定正味財産増減の部			
基本財産運用益	54,445,186	99,011,871	△ 44,566,685
基本財産受取利息	54,445,186	99,011,871	△ 44,566,685
特定資産運用益	3,105,431	2,553,019	552,412
特定資産受取利息	3,105,431	2,553,019	552,412
基本財産評価益	△ 76,158,886	△ 194,587,919	118,429,033
基本財産評価益	△ 76,158,886	△ 194,587,919	118,429,033
特定資産評価益	440,000	△ 630,000	1,070,000
特定資産評価益	440,000	△ 630,000	1,070,000
基本財産評価損	179,694,896	277,488,232	△ 97,793,336
基本財産評価損	179,694,896	277,488,232	△ 97,793,336
特定資産評価損	4,509,000	14,810,000	△ 10,301,000
特定資産評価損	4,509,000	14,810,000	△ 10,301,000
一般正味財産への振替額	△ 105,315,897	△ 97,519,777	△ 7,796,120
一般正味財産への振替額	△ 105,315,897	△ 97,519,777	△ 7,796,120
当期指定正味財産増減額	△ 307,688,062	△ 483,471,038	175,782,976
指定正味財産期首残高	6,140,434,702	6,623,905,740	△ 483,471,038
指定正味財産期末残高	5,832,746,640	6,140,434,702	△ 307,688,062
III 正味財産期末残高	5,870,501,352	6,155,749,469	△ 285,248,117

貸借対照表

令和6年3月31日現在

公益財団法人 大阪府漁業振興基金

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	36,873,945	9,975,925	26,898,020
前払金	0	230,136	△ 230,136
立替金	0	30,000,000	△ 30,000,000
流動資産合計	36,873,945	40,206,061	△ 3,332,116
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
普通預金	103,544,079	97,376,979	6,167,100
投資有価証券	4,889,511,248	5,158,019,045	△ 268,507,797
基本財産合計	4,993,055,327	5,255,396,024	△ 262,340,697
(2) 特定資産			
栽培漁業推進積立資産	123,411,600	153,411,600	△ 30,000,000
漁業経営安定推進基金	602,584,313	579,362,678	23,221,635
漁業経営安定推進基金貸付金	143,695,400	182,264,400	△ 38,569,000
特定資産合計	869,691,313	915,038,678	△ 45,347,365
固定資産合計	5,862,746,640	6,170,434,702	△ 307,688,062
資産合計	5,899,620,585	6,210,640,763	△ 311,020,178
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	27,259,502	23,411,040	3,848,462
預り金	552,814	219,196	333,618
賞与引当金	718,217	931,558	△ 213,341
未払消費税等	588,700	329,500	259,200
流動負債合計	29,119,233	24,891,294	4,227,939
2. 固定負債			
長期借入金	0	30,000,000	△ 30,000,000
固定負債合計	0	30,000,000	△ 30,000,000
負債合計	29,119,233	54,891,294	△ 25,772,061
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
寄附金	5,832,746,640	6,140,434,702	△ 307,688,062
指定正味財産合計	5,832,746,640	6,140,434,702	△ 307,688,062
(うち基本財産への充当額)	(4,963,055,327)	(5,225,396,024)	
(うち特定資産への充当額)	(869,691,313)	(915,038,678)	
2. 一般正味財産	37,754,712	15,314,767	22,439,945
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	
正味財産合計	5,870,501,352	6,155,749,469	△ 285,248,117
負債及び正味財産合計	5,899,620,585	6,210,640,763	△ 311,020,178

貸借対照表内訳表

令和6年3月31日現在

公益財団法人 大阪府漁業振興基金

(単位：円)

科目	公益目的事業会計	収益事業等会計	法人会計	内部取引消去	合計
I 資産の部					
1. 流動資産					
現金預金	0	0	36,873,945		36,873,945
前払金	0	0	0		0
立替金	0	0	30,000,000	△ 30,000,000	0
他会計貸付金	1,695,315,582	643,588,031	1,980,409,456	△ 4,319,313,069	0
流動資産合計	1,695,315,582	643,588,031	2,047,283,401	△ 4,349,313,069	36,873,945
2. 固定資産					
(1) 基本財産					
普通預金	32,115,080	28,543,401	42,885,598		103,544,079
投資有価証券	3,328,045,500	968,433,048	593,032,700		4,889,511,248
基本財産合計	3,360,160,580	996,976,449	635,918,298	0	4,993,055,327
(2) 特定資産					
栽培漁業推進積立資産	123,411,600	0	0		123,411,600
漁業経営安定推進基金	0	602,584,313	0		602,584,313
漁業経営安定推進基金貸付金	0	143,695,400	0		143,695,400
特定資産合計	123,411,600	746,279,713	0	0	869,691,313
固定資産合計	3,483,572,180	1,743,256,162	635,918,298		5,862,746,640
資産合計	5,178,887,762	2,386,844,193	2,683,201,699	△ 4,349,313,069	5,899,620,585
II 負債の部					
1. 流動負債					
未払金	21,346,694	5,634,000	278,808		27,259,502
預り金	260,415	0	292,399		552,814
賞与引当金	307,728	0	410,489		718,217
未払消費税等	588,700	0	0		588,700
他会計借入金	1,636,577,853	667,788,224	2,014,946,992	△ 4,319,313,069	0
流動負債合計	1,659,081,390	673,422,224	2,015,928,688	△ 4,319,313,069	29,119,233
2. 固定負債					
長期借入金	0	30,000,000	0	△ 30,000,000	0
固定負債合計	0	30,000,000	0	△ 30,000,000	0
負債合計	1,659,081,390	703,422,224	2,015,928,688	△ 4,349,313,069	29,119,233
III 正味財産の部					
1. 指定正味財産					
寄附金	3,483,572,180	1,713,256,162	635,918,298		5,832,746,640
指定正味財産合計	3,483,572,180	1,713,256,162	635,918,298		5,832,746,640
(うち基本財産への充当額)	(3,360,160,580)	(966,976,449)	(635,918,298)		(4,963,055,327)
(うち特定資産への充当額)	(123,411,600)	(746,279,713)	(0)		(869,691,313)
2. 一般正味財産	36,234,192	△ 29,834,193	31,354,713		37,754,712
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)		0
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)		0
正味財産合計	3,519,806,372	1,683,421,969	667,273,011		5,870,501,352
負債及び正味財産合計	5,178,887,762	2,386,844,193	2,683,201,699	△ 4,349,313,069	5,899,620,585

財 産 目 録

令和6年3月31日現在

公益財団法人 大阪府漁業振興基金

(単位:円)

貸借対照表科目	場所等	使用目的等	残 高
(流動資産)			
普通預金			36,873,945
	りそな銀行 大手支店-1	運転資金口座	36,873,945
流動資産合計			36,873,945
(固定資産)			
基本財産			4,993,055,327
普通預金			103,544,079
	【公益目的事業会計】		32,115,080
	りそな銀行 大手支店-10	公益目的保有財産であり、基本財産の管理資金である	32,115,080
	【収益事業等会計】		28,543,401
	りそな銀行 大手支店-10	収益事業の保有財産であり、基本財産の管理資金である	28,543,401
	【法人会計】		42,885,598
	りそな銀行 大手支店-10	法人管理部門の保有財産であり、基本財産の管理資金である	42,885,598
投資有価証券			4,889,511,248
	【公益目的事業会計】		3,328,045,500
	SMBC日興証券		1,105,980,000
	シティグループGMHI固定円建利付債		300,000,000
	第234回 日本高速道路保有・債務返済機構債券		138,320,000
	第256回 日本高速道路保有・債務返済機構債券		150,420,000
	第9回 野村不動産ホールディングス社債		94,160,000
	第50回三井不動産(30年)		241,200,000
	第32回 ANAホールディングス社債		89,940,000
	利付国債(30年)第78回		91,940,000
	みずほ証券		309,250,000
	平成26年度第1回 堺市公募公債 30年		101,850,000
	6回 群馬県公募公債 20年		104,070,000
	第138回 日本高速道路保有・債務返済機構債券		103,330,000
	野村証券		763,382,700
	20年第38回 地方公共団体金融機構債券		105,245,100
	第12回 大阪府公募公債(20年)		221,657,100
	第256回 日本高速道路保有・債務返済機構債券	公益目的保有財産であり、その他債券で保有し、運用益を公益目的事業会計の財源として使用	151,256,600
	第14回 新聞西空港株式会社 社債		102,680,700
	第9回 野村不動産ホールディングス社債		93,787,400
	第32回 ANAホールディングス社債		88,755,800
	三菱UFJモルガンスタンレー証券		704,981,000
	兵庫県5回30年公募公債		223,377,000
	第71回 東海旅客鉄道 社債		101,955,000
	一般担保第153回住宅金融支援機構債券		103,649,000
	第107回 東日本旅客鉄道 社債		93,091,000
	ゴールドマンサックスグループINC固定利付債		89,477,000
	第9回 野村不動産ホールディングス社債		93,432,000
	大和証券		301,040,000
	第256回日本高速道路保有・債務返済機構債券		150,520,000
	第256回日本高速道路保有・債務返済機構債券		150,520,000
	東海東京証券		60,860,000
	第20回 楽天グループ(株)無担保社債		60,860,000
	岡三証券		82,551,800
	シティグループGMHI円建社債		82,551,800
	【収益事業等会計】		968,433,048
	SMBC日興証券		187,993,000
	第149回 日本高速道路保有・債務返済機構債券		49,575,000
	利付国債(30年)第77回		38,628,000
	SMFG第16回任意償還条項付無担保永久社債		99,790,000
	みずほ証券		590,660,000
	第25回 国際協力機構債券		105,600,000
	日産自動車(株)クレジットリンク債	収益事業の保有財産であり、その他債券で保有し、運用益を収益事業等会計の財源として使用	95,450,000
	第22回 東京都住宅供給公社債券		105,020,000
	第71回 東海旅客鉄道社債		101,530,000
	第23回三菱ケミカルホールディングス社債		183,060,000
	野村証券		189,780,048
	20年第37回 地方公共団体金融機構債券		105,754,500
	第128回利付国債(20年)		32,995,380
	第132回利付国債(20年)		32,639,670
	第136回利付国債(20年)		18,390,498

貸借対照表科目	場所等	使用目的等	残 高
	【法人会計】		593,032,700
	SMBC日興証券		76,670,000
	静岡県第14回30年公募公債		76,670,000
	みずほ証券		355,693,400
	2019年度5回福岡市債		152,277,400
	第58回国際協力機構債	法人管理部門の保有財産であり、その他債券で保有し、運用益を法人会計の財源として使用	85,640,000
	167回都市再生機構		85,790,000
	9回利付国庫債券 30年		31,986,000
	野村証券		85,679,300
	第20回 大阪府公募公債(20年)		85,679,300
	大和証券		74,990,000
	日本ビルファンド投資法人債第14回無担保投資法人債		74,990,000
特 定 資 産			869,691,313
栽培漁業推進積立資産			123,411,600
	りそな銀行 大手支店-8	公益目的保有財産である	123,411,600
漁業経営安定推進基金			602,584,313
	りそな銀行 大手支店-4	収益事業の保有財産である	170,597,713
	SMBC日興証券		99,390,000
	第18回三菱UFJFG任意償還条項付永久劣後		99,390,000
	みずほ証券		101,982,200
	16回Zホールディングス社債		100,040,000
	23回みずほフィナンシャルG劣後社債		1,942,200
	三菱UFJモルガンスタンレー証券	収益事業の保有財産であり、運用益を収益事業等(20%)・公益目的事業(60%)・法人会計(20%)の財源として使用	38,984,400
	東京電力パワーグリッド社債		38,984,400
	大和証券		181,630,000
	第34回光通信無担保社債		81,230,000
	ソフトバンクグループ株第59回無担保社債		100,400,000
	大和ネクスト銀行		10,000,000
	定期預金		10,000,000
	漁業経営安定推進基金貸付金	漁協に対する貸付金	143,695,400
固定資産合計			5,862,746,640
資産合計			5,899,620,585
(流動負債)			
未払金		事業運営に係る経費、助成金における未払金分	27,259,502
			27,259,502
預り金		保険料等預かり分	552,814
			552,814
賞与引当金		職員に対する賞与の支給に備えたもの	718,217
			718,217
未払消費税等		令和5年度確定消費税額	588,700
			588,700
流動負債合計			29,119,233
固定負債合計			0
負債合計			29,119,233
正味財産合計			5,870,501,352

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 採用している会計基準

「公益法人会計基準」(平成20年4月11日 平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会)を採用しています。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

投資有価証券

決算日の市場価格等に基づく時価法を適用しています。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金は職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しています。

(4) 消費税の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式を採用しています。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次の通りです。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	97,376,979	102,306,895	96,139,795	103,544,079
投資有価証券	5,158,019,045	771,036,488	1,039,544,488	4,889,511,248
小計	5,255,396,024	873,343,383	1,135,684,080	4,993,055,327
特定資産				
栽培漁業推進積立資産	153,411,600	0	30,000,000	123,411,600
普通預金	153,411,600	0	30,000,000	123,411,600
漁業経営安定推進基金	579,362,678	336,463,147	313,241,512	602,584,313
普通預金	386,022,678	74,418,547	289,843,512	170,597,713
定期預金	10,000,000	0	0	10,000,000
投資有価証券	183,340,000	262,044,600	23,398,000	421,986,600
漁業経営安定推進基金貸付金	182,264,400	10,556,000	49,125,000	143,695,400
小計	915,038,678	347,019,147	392,366,512	869,691,313
合計	6,170,434,702	1,220,362,530	1,528,050,592	5,862,746,640

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次の通りです。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(内指定正味財産からの充当額)	(内一般正味財産からの充当額)	(内負債に対応する額)
基本財産				
普通預金	103,544,079	(103,544,079)	(0)	(0)
投資有価証券	4,889,511,248	(4,859,511,248)	(0)	(0)
小 計	4,993,055,327	(4,963,055,327)	(0)	(0)
特定資産				
栽培漁業推進積立資産	123,411,600	(123,411,600)	(0)	(0)
普通預金	123,411,600	(123,411,600)	(0)	(0)
漁業経営安定推進基金	602,584,313	(602,584,313)	(0)	(0)
普通預金	170,597,713	(170,597,713)	(0)	(0)
定期預金	10,000,000	(10,000,000)	(0)	(0)
投資有価証券	421,986,600	(421,986,600)	(0)	(0)
漁業経営安定推進基金貸付金	143,695,400	(143,695,400)	(0)	(0)
小 計	869,691,313	(869,691,313)	(0)	(0)
合 計	5,862,746,640	(5,832,746,640)	(0)	(0)

4. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額は、次のとおりです。

(単位：円)

内容	金額
経常収益への振替額	
目的達成による指定解除	105,315,897
合計	105,315,897

附属明細書

(1) 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記に記載済みにつき省略

(2) 引当金の明細

(単位:円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	931,558	718,217	931,558	0	718,217

監査報告書

令和6年5月17日

公益財団法人大阪府漁業振興基金
代表理事 岡 修 様

監事 市口 恭司



監事 中川 尚子



私たち監事は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益（正味財産増減）の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

以上

令和6年度

事業計画
収支予算書

令和6年4月1日から

令和7年3月31日まで

公益財団法人 大阪府漁業振興基金

令和6年度事業計画

公益目的事業1

水産資源の維持増大を図るためヒラメ、キジハタ等の生産・放流事業を行う。

事業名	事業説明	実施内容
種苗生産放流事業	水産資源の維持増大を図るため、キジハタの種苗生産、アカガイ・ヒラメ等の放流を行うとともに、トラフグ及びメバルの量産放流技術開発を実施する。	下記計画参照

【種苗生産及び放流計画】 種苗生産・放流事業

対象種	種 苗 生 産		放 流			
	尾数 (万尾)	サイズ (mm)	尾数 (万尾)	サイズ (mm)	放流場所	放流時期
ヒラメ	—	—	10	80	府内地先	令和6年6月中旬
キジハタ	15	40	11	80~100	府内地先	令和6年10月中旬
アカガイ	—	—	5	30	府内地先	令和6年7月中旬
トラフグ	—	—	2	70	府内地先	令和6年7月中旬

※ ヒラメ：30mmサイズの種苗を入手し、中間育成後、80mmサイズ・10万尾を放流

※ アカガイ：稚貝を購入し直接放流

※ トラフグ：20mmサイズの種苗を購入し、中間育成後、70mmサイズ・2万尾を放流

種苗量産技術開発・放流技術開発試験

対象種	種 苗 生 産		放 流			
	尾数 (万尾)	サイズ (mm)	尾数 (万尾)	サイズ (mm)	放流場所	放流時期
メバル	—	—	1	100	府内地先	令和7年1~3月

※ トラフグは上記参照

※ 80mmサイズの種苗を購入し、中間育成後、100mmサイズ・1万尾を放流（標識放流を実施）

公益目的事業 2

水産資源の安定的な供給の確保を目指して海域環境の実態調査、保全回復、清掃及び障害物除去等自然環境及び海域環境の保護・回復を図るための取り組みに対して助成を行う。

事業名	事業説明	実施内容
海域環境保全事業	自然環境の保全、水産資源の確保に向けて、海域環境の保全と回復を図るために実施する事業に要する経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、海域環境の保全に取り組む団体 助成率 9/10 以内

公益目的事業 3

水産資源の安定的な供給を図るため、体長制限等の資源管理方策の検討や生態系回復のための藻場造成等の取り組みに対して助成を行う。

事業名	事業説明	実施内容
資源管理型漁業推進事業	資源管理型漁業を推進することにより、水産資源を維持し、安定的な供給を図るため、府漁連が事業主体となって取り組む漁業者による資源管理型漁業の推進活動に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、資源管理に係る事業を実施する団体 助成率：府補助額を除く経費の9/10 以内
資源増殖推進事業	水産資源を長期的に確保し、安定的な供給を図るために実施する地先水面における資源の増殖推進事業に要する経費に対して助成する。	助成対象：漁業協同組合、資源増殖に係る事業を実施する団体 助成率：1/2 以内

公益目的事業 4

府民の健康増進を図るため、魚の効用や食文化の継承など食育の推進活動の取り組みに対し助成を行う。

事業名	事業説明	実施内容
食育推進助成事業	大阪湾産の水産資源や魚の効用、魚食の大切さを普及啓発し、健康維持の向上など消費者の利益の保護・増進を図るため、各種イベントへの参加経費など、食育推進活動に関する経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、漁業協同組合、食育推進にかかる事業を実施する団体 助成率：9/10以内

その他の事業 1

漁業の振興と漁業経営の安定のため漁具倉庫、漁船上架施設等の漁業施設の整備に対し助成を行う。

事業名	事業説明	実施内容
業態拡大関連施設 総合整備助成事業	漁業の効率化や経営の安定を図るために必要な施設の整備に要する経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、漁業協同組合 助成率：10/10以内
小規模漁業施設補修 助成事業	漁具倉庫、漁船の上架施設、荷捌き施設等、漁業協同組合等の共同利用施設等の補修に要する経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、漁業協同組合 助成率：10/10以内

その他の事業 2

漁業の振興と漁業経営の安定のため漁業者の意識改革と漁業経営の向上を図るための研修会や研究会等の漁業者の育成活動に助成を行う。

事業名	事業説明	実施内容
漁業者研修助成事業	漁業協同組合等が行う漁業者の意識改革と漁業経営の向上を図るための各種研修について経費の一部を助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、漁業協同組合 助成率：経費の1/2以内 限度額：30万円
漁業者研修支援事業	漁業協同組合連合会が行う全国豊かな海づくり大会への参加研修について経費の一部を助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会 助成率：経費の9/10以内

その他の事業 3

漁業の振興と漁業経営の安定のため経営改善方策の検討や円滑な事務処理に必要な機器整備等に助成を行う。

事業名	事業説明	実施内容
漁協共済等加入促進事業	府漁連、漁協及びその組合員の施設及び漁具等に対する自然災害に備えるため、全国共済水産業協同組合等の損害保険への加入経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会、漁業協同組合及びその組合員 助成率：1/2以内(初年度) 1/3以内(2年度) 1/4以内(3年度) 限度額：20万円
営漁指導助成事業	府漁連の水産総合マーケティング本部の運営や「魚庭塾」の開催などの指導事業活動に要する経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連合会 助成率：3/4以内

漁船安全操業対策 助成事業	漁船操業の安全を図るため海難予防機器の設置や安全操業の指導等に要する経費に対して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連 合会、漁業協同組合 助成率：1/2 以内
漁船遭難救助費助成 事業	漁船操業中に発生した遭 難事故に対して、漁協等の救 助活動に要する経費を助成 するとともに遺族に対して 見舞金を給付する。	助成対象：漁業協同組合等 救助費 100万円以内 遺族見舞金 100万円以 内
漁協運営近代化助成 事業	漁業協同組合等の業務の 合理化、近代化を図るための OA 機器等の整備経費の一 部を助成する。	助成対象：府漁業協同組合連 合会、漁業協同組合 助成率：経費の3/4 以内 助成頻度：年1回 限度額：25万円
運営費助成事業	漁連・漁協経営の安定を図 るため、運営費の不足額に対 して助成する。	助成対象：府漁業協同組合連 合会、漁業協同組合 助成率：10/10 以内

その他の事業4（事業認定申請予定）

秋から春にかけての種苗生産活動の閑散期を利用し、魚介類の府民への安定供給と大阪府漁業の振興を目的に、生産（養殖）試験受託事業を行う。

（受託事業の内容）

- 1 生産魚種：トラウトサーモン
- 2 生産尾数：2,000尾
※飼育棟の屋根の補修の関係で、生産尾数は変更する可能性あり。
- 3 生産期間：11月～3月
- 4 試験内容：飼育環境（水温、水位、照度、密度等）の違いによる成育への影響 等
- 5 委託者：大阪府漁業協同組合連合会
- 6 契約金額：200万円（予定）

令和6年度収支予算書（正味財産増減予算書）

科 目	予 算 額	5 年 度 予 算 額	令和6年度当初予算内訳		
			公益目的 事業会計	収益事業 等会計	法人会計
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	61,475,000	61,182,320	42,076,000	14,951,000	4,448,000
基本財産受取利息	61,475,000	61,182,320	42,076,000	14,951,000	4,448,000
特定資産運用益	5,119,000	2,553,519	3,071,000	1,024,000	1,024,000
特定資産受取利息	5,119,000	2,553,519	3,071,000	1,024,000	1,024,000
受取寄附金	70,000,000	70,000,000	0	70,000,000	0
受取寄附金振替額	70,000,000	70,000,000	0	70,000,000	0
事業収益	2,000,000		0	2,000,000	0
生産（養殖）試験受託料	2,000,000		0	2,000,000	0
受取補助金	760,000		760,000	0	0
資源造成推進事業補助金	760,000		760,000	0	0
雑収益	21,000,000	21,000,000	21,000,000	0	0
受取利息	0	0	0	0	0
雑収益	21,000,000	21,000,000	21,000,000	0	0
経常収益 計	160,354,000	154,735,839	66,907,000	87,975,000	5,472,000
(2) 経常費用	0		0	0	
事業費	190,780,000	191,400,000	102,890,000	87,890,000	
役員報酬	0	0	0	0	
給料手当	29,200,000	23,760,000	24,400,000	4,800,000	
支払報酬	1,120,000	1,120,000	840,000	280,000	
福利厚生費	4,600,000	3,600,000	3,900,000	700,000	
会議費	0	0	0	0	
旅費交通費	660,000	660,000	570,000	90,000	
通信運搬費	580,000	580,000	510,000	70,000	
消耗什器備品費	180,000	180,000	160,000	20,000	
消耗品費	13,820,000	12,820,000	13,740,000	80,000	
修繕費	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	
印刷製本費	0	0	0	0	
燃料費	3,000,000	5,000,000	3,000,000	0	
光熱水料費	15,480,000	14,980,000	14,360,000	1,120,000	
賃借料	2,860,000	2,860,000	2,770,000	90,000	
保険料	120,000	120,000	120,000	0	
租税公課	0	0	0	0	
支払負担金	2,760,000	1,760,000	2,320,000	440,000	
支払助成金	103,000,000	106,700,000	23,000,000	80,000,000	
委託費	11,900,000	15,600,000	11,800,000	100,000	
雑費	500,000	660,000	400,000	100,000	
管理費	6,890,000	6,670,000			6,890,000
役員報酬	900,000	900,000			900,000
給料手当	3,800,000	2,940,000			3,800,000
支払報酬	280,000	280,000			280,000
福利厚生費	700,000	500,000			700,000
会議費	100,000	100,000			100,000
旅費交通費	90,000	90,000			90,000
通信運搬費	70,000	70,000			70,000
消耗什器備品費	20,000	20,000			20,000

科 目	予 算 額	5 年 度 予 算 額	令 和 6 年 度 当 初 予 算 内 訳		
			公 益 目 的 事 業 会 計	収 益 事 業 等 会 計	法 人 会 計
消耗品費	80,000	80,000			80,000
修繕費	0	0			0
印刷製本費	0	0			0
燃料費	0	0			0
光熱水料費	120,000	120,000			120,000
賃借料	90,000	90,000			90,000
保険料	0	0			0
租税公課	0	0			0
支払負担金	440,000	440,000			440,000
支払助成金	0	0			0
委託費	100,000	900,000			100,000
雑費	100,000	140,000			100,000
経常費用 計	197,670,000	198,070,000	102,890,000	87,890,000	6,890,000
評価損益調整前当期増減額	▲ 37,316,000	▲ 43,334,161	▲ 35,983,000	85,000	▲ 1,418,000
評価損益等 計	0	0	0	0	0
当期経常増減額	▲ 37,316,000	▲ 43,334,161	▲ 35,983,000	85,000	▲ 1,418,000
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益 計	0	0	0	0	0
(2) 経常外費用					
経常外費用 計	0	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	▲ 37,316,000	▲ 43,334,161	▲ 35,983,000	85,000	▲ 1,418,000
一般正味財産期首残高	15,314,767	13,357,823	16,680,499	▲ 32,685,840	31,320,108
一般正味財産期末残高	▲ 22,001,233	▲ 29,976,338	▲ 19,302,501	▲ 32,600,840	29,902,108
II 指定正味財産増減の部					
基本財産運用益	61,475,000	61,182,320	42,076,000	14,951,000	4,448,000
基本財産受取利息	61,475,000	61,182,320	42,076,000	14,951,000	4,448,000
特定資産運用益	5,119,000	2,553,519	3,071,000	1,024,000	1,024,000
特定資産受取利息	5,119,000	2,553,519	3,071,000	1,024,000	1,024,000
受取寄附金	70,000,000	70,000,000	0	70,000,000	0
受取寄附金振替額	70,000,000	70,000,000	0	70,000,000	0
一般正味財産への振替額	136,594,000	132,561,000	45,147,000	85,975,000	5,472,000
一般正味財産への振替額	136,594,000	133,735,839	45,147,000	85,975,000	5,472,000
当期指定正味財産増減額	▲ 70,000,000	▲ 70,000,000	0	▲ 70,000,000	0
指定正味財産期首残高	6,140,434,702	6,623,905,740	3,685,616,270	1,775,670,134	679,148,298
指定正味財産期末残高	6,070,434,702	6,553,905,740	3,685,616,270	1,705,670,134	679,148,298
III 正味財産期末残高	6,048,433,469	6,523,929,402	3,666,313,769	1,673,069,294	709,050,406

特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

公益財団法人大阪府漁業振興基金（以下「当基金」という。）は、個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）の適正かつ安全な取扱いの確保について、組織として取り組むため、基本方針を定めます。

1. 特定個人情報等の適切な取扱い

当基金は、特定個人情報等を取得、保管、利用、提供又は廃止するにあたって、法令及び当法人が定めた規程に従い、適正かつ安全な取扱いを確保するために十分な措置を講じます。

2. 利用目的

当基金は、特定個人情報等を次の利用目的の範囲内で取り扱います。

- ① 給与・報酬等に係る源泉徴収票、支払調書作成事務
- ② 雇用保険届出事務
- ③ 健康保険・厚生年金届出事務
- ④ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ⑤ 国民年金の第3号被保険者の届出に関する事務
- ⑥ その他、上記①から⑤に付随して行う事務

3. 安全管理措置に関する事項

当基金は、特定個人情報等の漏えい、滅失または毀損の防止等、特定個人情報等の管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じます。また、職員に特定個人情報等を取り扱わせるにあたっては、特定個人情報等の安全管理が適切に講じられるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行います。

4. 関係法令、ガイドライン等の遵守

当基金は、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」を遵守して、特定個人情報等の適正かつ安全な取扱いを行います。

5. 継続的改善

当基金は、特定個人情報等の取扱いを継続的に改善するよう努めます。

6. 問い合わせ窓口

当基金における特定個人情報等の取扱いに関する問い合わせに関しては下記の窓口とします。

〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16
公益財団法人 大阪府漁業振興基金 事務局
電話番号 06-6613-0172